

秋田市告示第170号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和4年6月2日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社ヴェル	小規模多機能型居宅介護ヴェル	秋田市新屋松美町13番12号	令和4年6月1日	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護